

令和元年7月18日

保護者・地域の皆様へ

墨田区教育委員会

区立幼稚園、小学校及び中学校への「時間外の留守番電話の導入」及び
「学校閉庁日の実施」について

日ごろ、本区の教育行政の運営に対して御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、国、都においては、「学校における働き方改革」を推進しているところです。都の調査では、学校における教員の長時間労働の実態が明らかになっており、本区においても同様の状況が見受けられます。

このような状況のもと、教員の心身の健康維持という面だけでなく、教育の質を確保するという面から、教員の負担軽減を図る必要があります。

そのため、本区では、教員が日々積極的に子ども達に接し、一人ひとりにしっかりと目を配りつつ、持てる力のすべてを傾けられる環境を整えるために、区立学校等における働き方改革の取組を進めています。

そこで、こうした取組の一環として、区立幼稚園、小学校及び中学校において、下記のとおり「時間外の留守番電話の導入」及び「学校閉庁日の実施」を行うこととしました。

本区教育委員会では、次代を担う子ども達の健やかな成長のために、引き続き全力で教育の充実に取り組んでまいります。

皆様におかれましては、本件の趣旨につきまして、何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 時間外の留守番電話の導入について

- (1) 実施開始日 令和元年10月15日（火）から導入予定
(2) 留守番電話の設定時間（※授業や学校行事等により、各園及び学校で設定時間が異なる場合があります。）

- ア 平日 幼稚園、小学校：原則午後6時から翌日午前7時45分まで
中学校 : 原則午後6時30分から翌日午前7時45分まで
イ 土（土曜授業は除く）、日、祝日、年末年始、学校閉庁日及び振替休業日：終日設定
ウ 長期休業期間（春・夏・冬）は、各校における教員の勤務時間以外の時間帯
(午後4時45分から午前8時15分まで)

教員の勤務時間とは・・・

学校によって多少前後しますが、区立幼稚園、小学校、中学校の教員の勤務時間は、原則として午前8時15分から午後4時45分までとなっています。

(3) 留意点

留守番電話設定時は不在メッセージが流れます。緊急時以外は、上の設定時間以外にお掛け直しください。緊急時の場合は、墨田区役所宿直に御連絡ください。
墨田区役所 宿直（原則午後6時から午前7時45分まで）03-5608-1111

2 学校閉庁日の実施について

- (1) 実施の開始時期 令和元年度から、夏休み期間中の8月中旬の各園、各校が設定する期間
- (2) 対象学校 区立幼稚園 全7園及び小学校、中学校 全35校（夜間中学校含む）
- (3) 実施内容
 - ア 幼稚園、学校での対応について
幼稚園、学校へのお問い合わせについては、学校閉庁日以外の日にお願いいたします。
学校閉庁日期間中は、基本的に教員は出勤いたしません。
 - イ 部活動について
部活動は原則として休養日といたします。

【お問い合わせ先】

墨田区教育委員会事務局 庶務課企画・法規担当
TEL 03-5608-6301 Fax 03-5608-6411
E-mail SYOMU@city.sumida.lg.jp